

ぐんま賃上げ促進支援金

群馬県では、従業員の賃金を5%以上引き上げた
県内の中小企業等を対象に、
従業員1人あたり5万円(最大20人分)を支給します。

支給額

従業員1人あたり5万円、最大20人分
(1事業所あたり最大100万円) ※原則、法人番号単位での申請

支給対象者

県内に事業所を有する中小企業等
※公益法人、協同組合、個人事業主(従業員1人以上雇用)も含む。

支給要件

(1) 賃上げの対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者

※非正規雇用労働者は、週所定労働時間が20時間以上であること。

(2) 賃上げ額

令和7年4月1日から令和7年11月30日までの期間において、
従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して5%以上引き上げ

※賃上げの対象は基本給とし、定期昇給・ベースアップは問わない。

※最低1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。

※賃上げ額の確認は、支援金の対象として申請された従業員についてのみ行う。

(例：従業員数20人の事業所で、5人の従業員の賃金を

それぞれ5%以上引き上げた場合は、5人分の支援金が申請可能)

(3) その他

① 引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること。

② 法人の場合、パートナーシップ構築宣言の宣言企業であること。

③ 賃上げを目的とする他の助成金等を受給していないこと。

市町村連携

太田市・渋川市・玉村町・大泉町が上乘せを実施

申請期間

令和7年7月14日(月)から令和7年12月26日(金)まで
※予算上限に達した場合は前倒しで終了。

申請方法

特設サイトから申請

<https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/>

